

## 平成27年度 市民委員会資料②

### 【所管事務の調査（報告）】

スポーツ・文化総合センターにおけるトレーニング室の利用方法について

資料 1

スポーツ・文化総合センターにおけるトレーニング室の利用方法について

参考資料

「スポーツ・文化総合センター」トレーニング室利用方法に関する意見募集について

市民・子ども局

(平成28年1月29日)

# スポーツ・文化総合センターにおけるトレーニング室利用方法について

## 1 施設概要

施設名称	川崎市スポーツ・文化総合センター
所在地	川崎市川崎区富士見1丁目1番4号
敷地面積	13,230㎡
施設構成	「体育館」ゾーン：大体育室、練習場、武道室、 <b>トレーニング室</b> 、弓道場等 「ホール」ゾーン：ホール、リハーサル室、練習室、楽屋等 「共用施設」ゾーン：会議室、プレイルーム、プラザ等
その他	平成29年10月オープン予定

### 【トレーニング室の概要】

ウエイトトレーニングマシンや有酸素運動マシン等の設置。

「体力測定コーナー」や「体力相談コーナー」での利用者の健康・体力についての相談・助言。

## 2 現状

平成26年3月に公布された「川崎市スポーツ・文化総合センター条例」において、トレーニング室の利用方法は、3時間ごとの入れ替え制となっています。

## 3 市民からの要望及び他施設の状況

市長への手紙、とどろきアリーナ及びスポーツセンターへの意見で「トレーニング室を使う時間は人によってバラバラである。利用者の生活リズムにあわせて利用できるようにしてほしい」等の意見がありました。

上記の要望等を踏まえ、とどろきアリーナ及びスポーツセンターにおいて、パブリックコメントを実施し、平成28年4月からトレーニング室の時間制（3時間）を導入することとなっています。

## 4 見直し内容

市民がトレーニング室をより利用しやすくするため、スポーツ・文化総合センターにおいても、トレーニング室に入室してから**3時間利用できる時間制**を導入します。

これにより、市内のスポーツ施設トレーニング室利用方法の統一が図られます。

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
現行	午前 9時～12時(3時間)			午後1 12時10分～15時10分(3時間)			午後2 15時20分～18時20分(3時間)			夜間 18時30分～21時30分(3時間)				
変更案	入室してから3時間まで(21時30分閉館)													

## 5 今後のスケジュール（予定）

- 平成28年2月22日～3月25日      パブリックコメント実施
- 平成28年6月                              条例改正予定
- 平成29年10月1日                        **施設オープン**

## 「スポーツ・文化総合センター」 トレーニング室利用方法に関する意見募集について

川崎市では、スポーツや文化、レクリエーション活動の拠点機能の強化を図り、公園と一体となった賑わいと活気を創出するため、富士見公園内に「スポーツ・文化総合センター」の建設を行っております。

このたび、利用者サービスの向上を図るため、条例の一部改正を検討しています。

つきましては、条例の一部改正の基本的な考え方について、市民の皆様の御意見を募集します。

### 1 意見の募集期間

平成28年2月22日（月）から平成28年3月25日（金）まで

※郵送の場合は3月25日消印有効です。

※持参の場合は、土日祝日を除く、8時30分から17時15分までにお持ちください。

### 2 資料の閲覧場所

各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、かわさき情報プラザ、市民・こども局市民生活部企画課

※川崎市のホームページでもご覧いただけます。

### 3 意見の提出方法

(1) 郵送又は持参の場合

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

川崎市 市民・こども局市民生活部企画課

(2) FAXの場合 044-200-3707

(3) 電子メールの場合

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。

※意見書の書式は自由ですが、意見書には、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

### 4 問い合わせ先

川崎市 市民・こども局市民生活部企画課

電話：044-200-3758 ・ FAX：044-200-3707

#### 《留意事項》

- 御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表いたします。
- 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話又は口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

# スポーツ・文化総合センターにおけるトレーニング室利用方法について

## 1 施設概要

施設名称	川崎市スポーツ・文化総合センター
所在地	川崎市川崎区富士見1丁目1番4号
敷地面積	13,230㎡
施設構成	「体育館」ゾーン：大体育室、練習場、武道室、トレーニング室、弓道場等 「ホール」ゾーン：ホール、リハーサル室、練習室、楽屋等 「共用施設」ゾーン：会議室、プレイルーム、プラザ等
その他	平成29年10月オープン予定

## 2 現状

平成26年3月に公布された「川崎市スポーツ・文化総合センター条例」において、トレーニング室の利用方法は、3時間ごとの入れ替え制となっています。

## 3 市民からの要望

市長への手紙、とどろきアリーナ及びスポーツセンターへの意見で「トレーニング室を使う時間は人によってバラバラである。利用者の生活リズムにあわせて利用できるようにしてほしい」等の意見がありました。

## 4 他施設の状況

上記の要望等を踏まえ、とどろきアリーナ及びスポーツセンターにおいて、パブリックコメントを実施し、平成28年4月からトレーニング室の時間制（3時間）を導入することとなっています。

## 5 見直し内容

市民がトレーニング室をより利用しやすくするため、スポーツ・文化総合センターにおいても、トレーニング室に入室してから3時間利用できる時間制を導入します。

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
現行	午前 9時～12時(3時間)			午後1 12時10分～15時10分(3時間)			午後2 15時20分～18時20分(3時間)			夜間 18時30分～21時30分(3時間)				
変更案	入室してから3時間まで(21時30分閉館)													

## 6 今後のスケジュール（予定）

- 平成28年2月22日～3月25日      パブリックコメント実施
- 平成28年6月                              条例改正予定
- 平成29年10月1日                        施設オープン